

青森県障害福祉サービス実施計画  
(第2期計画)

平成21年3月

青 森 県



## 障害福祉サービスの充実に向けて



平成17年度の障害者自立支援法制定に伴い、県では、障害のある人たちが自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、平成18年度から平成20年度までの3年間を第1期計画とする「青森県障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスや相談支援等の計画的な提供に取り組んできました。

そして、今回、平成21年度からの第2期計画を、「新青森県障害者計画」の障害福祉サービス及び地域生活支援事業の実施計画として策定するとともに、「新青森県障害者計画」との関係性を明確にするため、計画の名称を「青森県障害福祉サービス実施計画（第2期計画）」に変更しました。

県では、本県の新たな基本計画である「青森県基本計画未来への挑戦」に基づき、今後とも、障害のある人たちが自立して、安心して暮らせるまちづくりの実現のため、市町村をはじめ、関係者の皆さんの協力を得ながら、障害福祉サービス等に関わる施策を着実に進めることとしています。

最後に、計画の策定に当たって、青森県障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、多くの皆様から貴重な御意見を賜りましたことに心から感謝申し上げます。

平成21年3月

青森県知事 三村 申吾

## 目 次

I	はじめに	1
1	基本的理念	2
2	基本的目標	3
3	計画の性格と位置付け	3
4	設定期間	3
5	圏域の設定	4
6	他計画との連携	5
7	策定後の点検体系	5
8	障害者自立支援法の見直しとの関係	5
II	障害保健福祉の現状	6
1	障害者手帳所持者等の状況	6
(1)	身体障害者手帳の交付状況	6
(2)	愛護（療育）手帳の交付状況	6
(3)	精神障害者保健福祉手帳の交付状況	7
(4)	精神障害者入退院状況	7
2	障害者自立支援法における障害福祉サービスの体系	8
3	障害者自立支援法に伴う旧法施設の新体系への移行状況	11
4	障害福祉サービス事業者の指定の状況	12
5	平成20年10月1日現在の旧法施設（障害別）の状況	13
6	平成20年度障害福祉サービス等経営実態調査結果の概要	14
7	第1期計画の障害福祉サービスの進捗状況	15
(1)	訪問系サービス	15
(2)	日中活動系サービス	15
(3)	児童デイサービス事業	18
(4)	短期入所事業	18
(5)	共同生活援助・共同生活介護事業	19
(6)	施設入所支援事業	19
(7)	指定相談支援事業	20
8	障害者の雇用・就業の状況	21
(1)	特別支援学校高等部卒業者の進路の状況	21
(2)	障害者職業紹介状況	21
(3)	障害者委託訓練事業の受講者数	22
(4)	障害者試行雇用事業の開始者数	22
(5)	職場適応援助者による支援の開始者数	22
(6)	障害者就業・生活支援センター事業の対象者数	22
(7)	障害者就業・生活支援センターの設置数	22

(8) 福祉施設（授産施設）から一般企業への就職の状況	23
(9) 授産工賃の状況	23
(10) 新体系事業所の工賃の状況	23
Ⅲ 基本的目標を達成するための具体的な施策と見込量	24
1 障害福祉サービス	26
(1) 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援事業	26
(2) 生活介護事業	26
(3) 自立訓練事業（機能訓練）	27
(4) 自立訓練事業（生活訓練）	27
(5) 就労移行支援事業	28
(6) 就労継続支援事業（A型）	28
(7) 就労継続支援事業（B型）	29
(8) 療養介護事業	29
(9) 児童デイサービス事業	30
(10) 短期入所事業	30
(11) 共同生活援助・共同生活介護事業	31
(12) 施設入所支援事業	31
(13) 指定相談支援事業	31
2 今後の指定障害福祉サービス事業所の見込み	33
3 指定障害者支援施設の必要入所定員総数	34
4 退院可能精神障害者の地域生活への移行促進	35
5 指定障害福祉サービス等に従事する人材の確保と質の向上並びに 施設障害福祉サービスの質の向上	36
(1) サービス提供に係る人材の養成	36
① 障害程度区分認定調査員等研修事業	36
② 相談支援従事者研修事業	37
③ サービス管理責任者養成研修事業	37
④ 行動援護従事者養成研修事業	38
⑤ 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	38
(2) 障害者の生活を支援する人材育成の研修	39
① 手話通訳者・盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	39
② 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	40
(3) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者評価	40
(4) 障害者等に対する虐待の防止	40
6 市町村の実施する地域生活支援事業	41
7 県が実施する地域生活支援事業	42
(1) 専門性の高い相談支援事業	42
① 自閉症・発達障害者支援センター運営事業	42

② 障害者就業・生活支援センター事業	43
③ 高次脳機能障害支援普及事業	43
(2) 広域的な支援事業	44
① 相談支援体制整備事業	44
(3) その他の事業	46
① 生活訓練等事業	46
② 情報支援等事業	50
③ 障害者IT総合推進事業	51
④ 社会参加促進事業	52
IV 教育・就労分野からの自立に向けた取組	57
1 教育サイドからの支援事業	57
(1) 特別支援学教育いきいき進路実現推進事業	57
(2) 特別支援学校就職促進事業	57
関係会議	
(1) 特別支援学校進路指導主事研究協議会	57
(2) 特別支援学校就職指導研究協議会	57
2 就労サイドからの支援	57
(1) 障害者雇用事業主サポート事業	57
(2) 「福祉から雇用」障害者ステップアップ推進事業	57
(3) 障害者在宅就業しごと受注促進事業	58
(4) 障害者ワークトレーニング事業	58
3 福祉サイドからの支援	58
4 福祉施設から一般就労への移行を目指すための目標値	58

## I はじめに

障害のある人々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るために、平成17年度に障害者自立支援法が制定され平成18年10月から全面施行されました。

障害者自立支援法の大きなポイントとしては、次のことがあげられています。

- ① 障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ② 障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③ サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④ 就労支援を抜本的に強化
- ⑤ 支給決定の仕組みを透明化、明確化

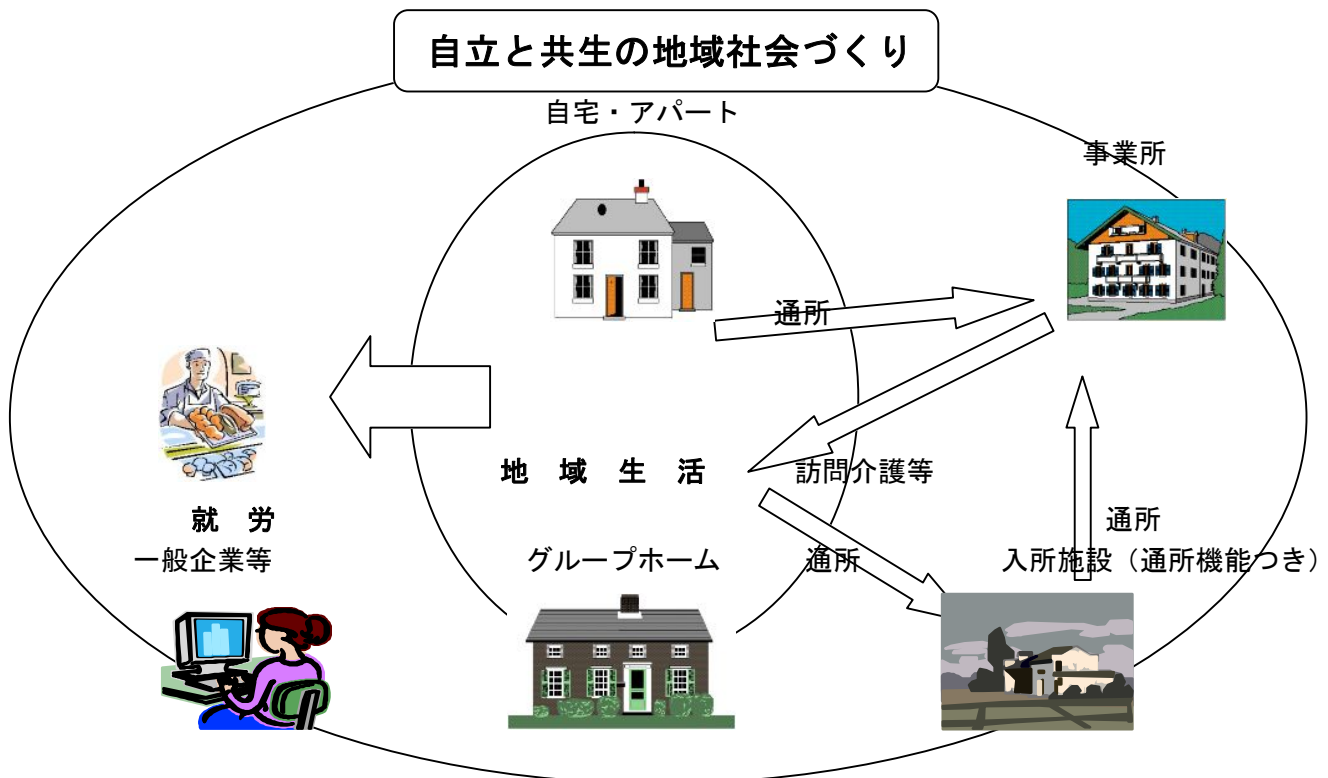
しかし、この制度は、従来の障害者施策の抜本的改正であり、障害者本人や事業関係者等から戸惑いや様々な意見が出されたことから、国は、平成20年度までの3年間を実施期間とする、利用者負担の更なる軽減措置や事業者に対する激変緩和措置等を内容とする特別対策等を講じ、さらに、平成20年度には、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けて、緊急措置を講じたところです。

県としても、国の動きに対応し、平成18年度に障害者支援対策臨時特例基金条例を設置し、特別対策事業を実施してきました。

## 1 基本的理念

この計画は、平成15年3月に策定した障害者施策推進の基本計画である「新青森県障害者計画」（平成21年3月改定）の基本理念（※）を踏まえ、次に掲げる点に配慮しつつ、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、青森県における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の計画的な確保を図ることを目的にします。

- (1) ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図ります。
- (2) 障害福祉サービスに関し、実施主体として市町村を基本とする仕組みに統一し、また従来、身体障害・知的障害・精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者等へのサービスの充実を図るとともに、地域間での障害福祉サービスの均てん化を図ります。
- (3) 障害のある人の自立の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新しい課題に対応でき、障害のある人の生活を地域全体で支えることのできる体制を整備します。



※「新青森県障害者計画」の基本理念  
「ノーマライゼーション」の理念の下、すべての県民が等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしい自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指します。

## 2 基本的目標

基本的理念を踏まえつつ、本県の実情を把握した上で基本的目標を定めました。

(1) 本県の特徴として、支援費制度の当時より、施設入所利用者数及び居宅系サービス（ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ・グループホーム・通所施設）の利用者数が全国平均を大きく上回っていることがあります。しかし、このうち居宅系サービスであるホームヘルプサービスの利用者数については、全国平均に達していない状況にあります。

今後とも、地域生活への移行を進める観点から、訪問系サービスを必要に応じ提供できるような体制の確保を目指します。

(2) 精神障害者は支援費制度の中では対象者ではなかったことから、身体障害者、知的障害者と比べると、サービスの利用量に大きな差がありました。

障害者自立支援法では障害種別に関わりなくサービスを提供できることから、引き続き、精神障害者が円滑に障害福祉サービスを利用でき、地域生活へ移行できるよう支援の強化を図ります。

(3) 障害のある人が地域の中で普通に暮らすためには、障害のある人がもっと働ける社会とする必要があります。本県においては、授産施設を出て就職した人の割合は1%に満たず、授産施設の平均工賃も全国平均より低い状況となっています。

引き続き、今後は障害のある人の自立の観点から、就労を望む人が能力や適性に応じて就労に結びつく支援体制と、能力の向上が図れるような支援体制の整備に努めます。

(4) 専門性の高い相談支援や市町村域を超えた広域的な支援への確立を図るとともに、質の高い人材育成に努めます。

## 3 計画の性格と位置付け

県では、「新青森県障害者計画」の趣旨である「障害者の人権を尊重し、障害者自らが自己決定、自己選択し地域の中で自立して生活し、社会参加できる共生社会の実現」を目指し、生活支援体制の整備や生活環境づくりのため各種施策を進めてきました。

「青森県障害福祉サービス実施計画（第2期計画）」は、障害者自立支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」として位置付けるとともに、「新青森県障害者計画」の「生活支援の充実」の事項に掲げられている障害福祉サービス及び地域生活支援事業等に関して、平成21年度～平成23年度までの3年間の実施計画として策定するものです。

計画の名称については、「新青森県障害者計画」との関係性を明確に位置付ける必要があることから、「青森県障害福祉計画」から「青森県障害福祉サービス実施計画」に変更しています。

## 4 設定期間

この計画の期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間の第2期計画とします。平成23年度には達成状況等を点検・評価し、平成24年度から平成26年度の第3期計画を策定します。

## 5 圏域の設定

障害保健福祉圏域については、基本としては青森県障害者計画で定めている6つの圏域によります。なお、事業によっては、圏域をこえて実施する場合があります。

(圏域人口：平成17年国勢調査、手帳人数：身体・知的 県調査 精神 市町村調査)

圏域名	圏域人口と手帳交付人数		構成市町村
青森地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	340,427人	青森市、平内町、今別町、 蓬田村、外ヶ浜町
	身体障害者	13,639	
	知的障害者	2,242	
	精神障害者	1,898	
	障害者計	17,779	
津軽地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	317,610人	弘前市、黒石市、平川市、 西目屋村、藤崎町、大鰐町、 田舎館村、板柳町
	身体障害者	15,154	
	知的障害者	2,241	
	精神障害者	1,597	
	障害者計	18,992	
八戸地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	348,205人	八戸市、おいらせ町、三戸町、 五戸町、田子町、南部町、 階上町、新郷村
	身体障害者	12,781	
	知的障害者	2,321	
	精神障害者	1,956	
	障害者計	17,058	
西北五地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	155,246人	五所川原市、つがる市、 鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、 中泊町
	身体障害者	7,009	
	知的障害者	1,171	
	精神障害者	942	
	障害者計	9,122	
下北地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	83,752人	むつ市、大間町、東通村、 風間浦村、佐井村
	身体障害者	3,615	
	知的障害者	828	
	精神障害者	369	
	障害者計	4,812	
上十三地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	191,417人	十和田市、三沢市、野辺地町、 七戸町、六戸町、横浜町、 東北町、六ヶ所村
	身体障害者	8,571	
	知的障害者	1,459	
	精神障害者	1,034	
	障害者計	11,064	
合 計	1,436,657人		
	身体障害者	60,769人	
	知的障害者	10,262人	
	精神障害者	7,796人	
	障害者計	78,827人	

## 6 他計画との連携

この計画は、本県の基本計画である「青森県基本計画未来への挑戦」、「青森県地域福祉計画」、「青森県保健医療計画」等と整合性を有するものとして位置付けます。

## 7 策定後の点検体系

この計画の圏域ごとのサービス提供状況その他具体的事業等の状況はホームページ等の各種媒体により公表するとともに、青森県障害者施策推進協議会及び障害者雇用支援合同会議において評価し、県民、事業者、関係団体、市町村等の協力を得ながら各事業の推進等を図っていきます。

## 8 障害者自立支援法の見直しとの関係

平成20年12月16日、国の社会保障審議会障害者部会より、「障害者自立支援法施行後3年の見直しについて」の報告書が厚生労働省へ提出されていますが、本計画は、現在の制度内容に基づき策定するものです。

## II 障害保健福祉の現状

### 1 障害者手帳所持者等の状況

#### (1) 身体障害者手帳の交付状況

##### ①身体障害者

平成20年3月31日現在の身体障害者手帳交付者数は、59,748人で、構成比では視覚障害7.0%、聴覚・平衡機能障害9.0%、音声・言語機能障害0.9%、肢体不自由55.9%、内部障害27.2%となっています。

(平成20年3月31日現在)

(単位:人)

障害種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	1,637	1,014	298	316	428	499	4,192
聴覚・平衡機能障害	98	1,515	611	932	44	2,146	5,346
音声・言語機能障害	13	25	351	151	0	0	540
肢体不自由	9,605	7,707	4,997	7,004	2,847	1,231	33,391
内部障害	10,784	89	2,728	2,678			16,279
合計	22,137	10,350	8,985	11,081	3,319	3,876	59,748

##### ②児童

平成20年3月31日現在の児童への身体障害者手帳交付者数は、1,021人で、構成比では視覚障害4.3%、聴覚・平衡機能障害13.1%、音声・言語機能障害0.3%、肢体不自由58.9%、内部障害23.4%となっています。

(平成20年3月31日現在)

(単位:人)

障害種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	21	8	3	3	7	2	44
聴覚・平衡機能障害	3	49	33	10	1	38	134
音声・言語機能障害	0	0	2	1	0	0	3
肢体不自由	335	165	42	32	17	10	601
内部障害	147	0	47	45	0	0	239
合計	506	222	127	91	25	50	1,021

#### (2) 愛護(療育)手帳の交付状況

知的障害者(児)に対し、一貫した指導、相談を行うとともに、各種援護助成措置を受けやすくすることを目的として、昭和49年から愛護手帳(療育手帳)を交付しています。

平成20年3月31日現在の交付者数は、10,262人で、性別では男57.7%、女42.3%、児者別では児20.2%、者79.8%、障害種別では重度47.8%、中軽度52.2%となっています。

(平成20年3月31日現在)

(単位:人)

区分	性別		児者別		程度別		総数
	男	女	児	者	A(重度)	B(中軽度)	
人数	5,920	4,342	2,072	8,190	4,906	5,356	10,262

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者の保健福祉向上を目的として平成7年10月から精神障害者保健福祉手帳の交付事業が実施されました。

平成20年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳交付者数は、7,806人、級別では1級41.8%、2級48.3%、3級9.9%となっています。

(平成20年3月31日現在)

(単位:人)

等級別	人数
1級	3,260
2級	3,770
3級	776
合計	7,806

※ 県外・不明者10名が含まれています。

(4) 精神障害者入退院状況

精神科病院への入退院状況をみると、17年度では退院患者数が入院患者数を14人上回っていますが、18年度以降は、退院患者数が大きく上回り、18年度95人、19年度は110人となり、在院患者は17年度以降確実に減っています。

(各年度12月31日現在)

(単位:人)

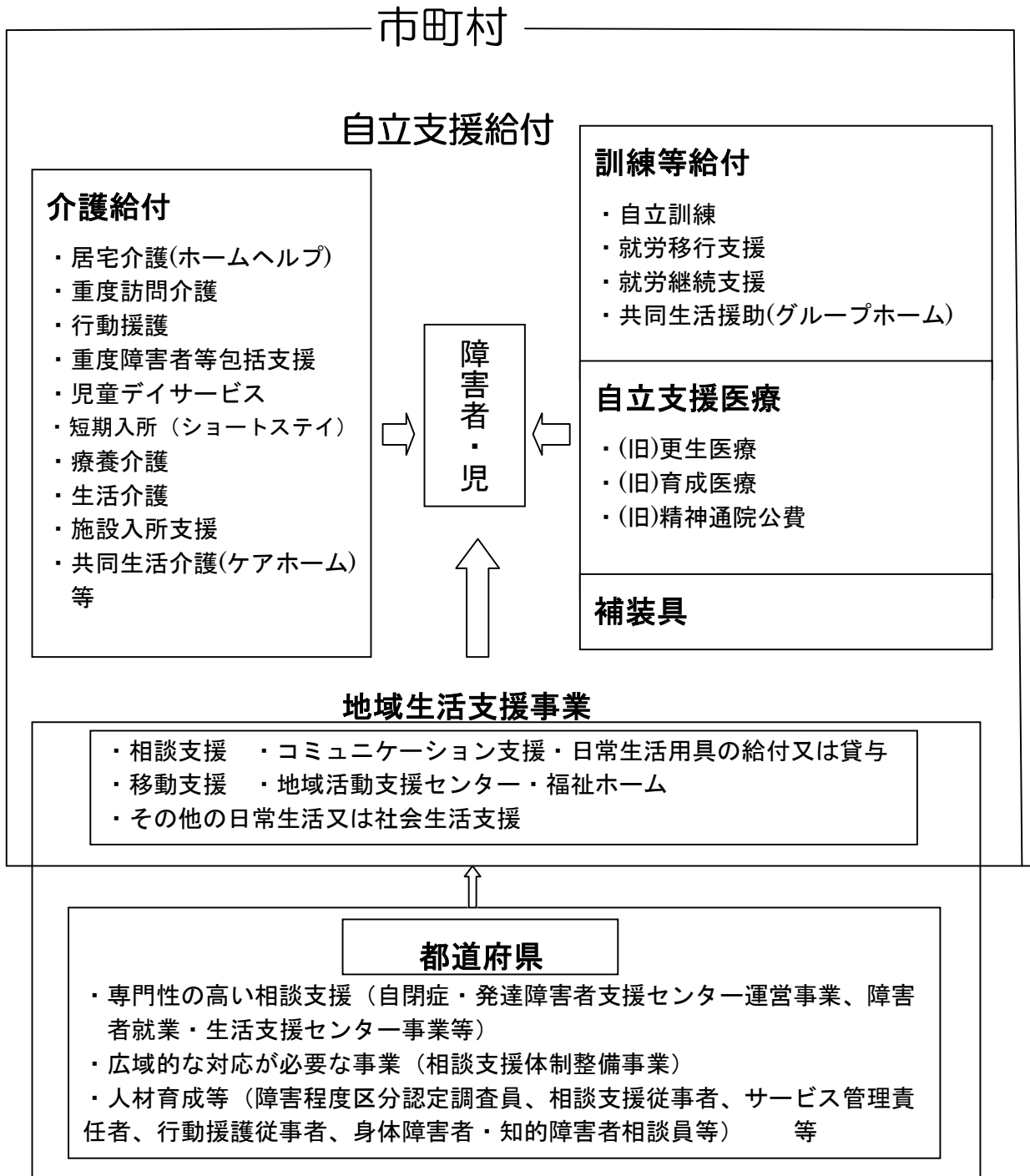
圏域	17年度	18年度	19年度
病院数	26	26	26
病床数	4,749	4,692	4,488
前年度末在院患者数	4,090	4,091	3,996
入院患者数	5,365	5,453	5,270
退院患者数	5,379	5,548	5,380
本年末在院患者数	4,076	3,996	3,886

## 2 障害者自立支援法における障害福祉サービスの体系

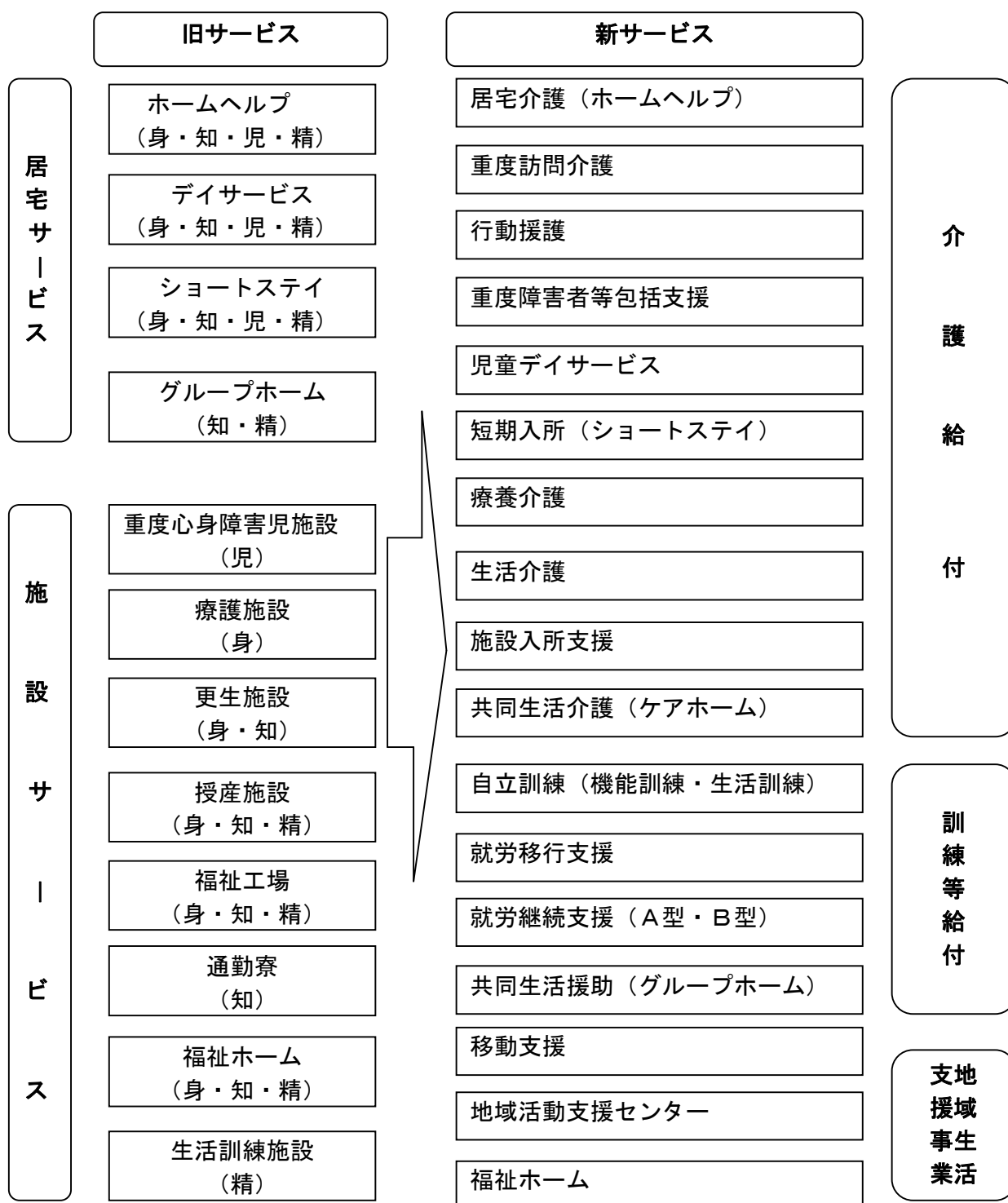
〔障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像〕

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。



【福祉サービスに係る自立支援給付等の体系】



旧法施設サービス等については、平成23年度末までの経過措置期間内に新体系へ移行することとされています。

【新サービスの内容】

介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	訪 問 系 サ ー ビ ス
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	日 中 活 動 系 サ ー ビ ス
	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	居 住 系
	共同生活介護 （ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
訓 練 等 給 付	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	日 中 活 動 系
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援 （A型=雇用型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	居 住 系

### 3 障害者自立支援法施行に伴う旧法施設の新体系への移行状況

障害者自立支援法の施行に伴い、旧法に基づく施設については、平成24年3月末までに、新体系に基づく事業に移行することとされています。

厚生労働省の発表した資料(全国)によると、平成20年4月1日現在で、全体で28.2%(身体31.4% 知的25.4% 精神36.2%)が新体系に移行しています。

本県の場合、調査時期が6カ月後となっているのに、全体で15.0%となっており、全国と比較して新体系への移行が全国を下回っています。

#### 新体系移行の状況

(単位:事業者数)

区分		平成18年 9月30日 指定数	平成20年 10月1日 新体系移行数	新体系へ移行し ている割合
身体障害者	更生施設	2	1	
	療護施設	10	0	
	授産施設(入所・通所)	9	3	
	福祉工場	1	1	
	小規模通所授産施設	1	1	
	小計	23	6	
知的障害者	更生施設(入所・通所)	44	3	
	授産施設(入所・通所)	36	9	
	通勤寮	2	0	
	小規模通所授産施設	2	0	
	小計	84	12	
精神障害者	生活訓練施設	9	0	
	授産施設(入所・通所)	12	1	
	福祉工場	1	1	
	福祉ホームB型	4	0	
	小計	26	2	
合計		133	20	15.0%

#### 4 障害福祉サービス事業者の指定の状況

訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援事業）については、各圏域ともある程度の事業者が参入し、サービスが提供されていますが、市部より離れている一部の町村については、事業者がないところもあります。

また、日中活動系のサービスである生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（B型）については、旧法施設の新体系への移行に伴って、各圏域で新たに指定されることとなっています。

指定障害福祉サービス事業者の状況（平成20年10月1日現在）

（単位：事業者数・人）

圏域	訪問系サービス		生活介護		自立訓練（機能）		自立訓練（生活）	
	事業者数	定員	事業者数	定員	事業者数	定員	事業者数	定員
青森	41	-	8	233	1	18	2	22
津軽	51	-	4	82			2	45
八戸	30	-	12	140	2	12	6	85
西北五	40	-	2	22	1	12	4	53
下北	17	-	1	20				
上十三	43	-	4	92		20	3	56
計	222	-	31	589	4	62	17	261

圏域	就労移行支援		就労継続支援A型		就労継続支援B型		療養介護	
	事業者数	定員	事業者数	定員	事業者数	定員	事業者数	定員
青森	6	165	2	55	10	155	1	80
津軽	2	26	2	29	5	115		
八戸	11	213	1	50	10	195		
西北五	1	6			3	50		
下北	1	20	1	20				
上十三	1	6	1	10	1	30		
計	22	436	7	164	29	545	1	80

圏域	児童デイサービス		短期入所		共同生活援助・介護		施設入所支援	
	事業者数	定員	事業者数	定員	事業者数	定員	事業者数	定員
青森	3	30	15	-	27	352	4	300
津軽	6	75	17	-	14	198	1	10
八戸	7	80	17	-	20	241		
西北五	2	20	12	-	33	229		
下北			6	-	3	18		
上十三	3	30	12	-	10	121	1	50
計	21	235	79	-	107	1,159	6	360

## 5 平成20年10月1日現在の旧法施設(障害別)の状況

圏域別の旧法施設の設置状況については、圏域別にかなり格差があり、人口10万人当たりの施設の定員は、上十三圏域が入所、通所とも最も多く、一方、下北圏域は最も少なくなっています。

### 平成20年10月1日現在の旧法施設(障害別)の定員の状況

(単位:人)

圏域	身体障害者		知的障害者		精神障害者		計	
	入所	通所	入所	通所	入所	通所	入所	通所
青森	175	65	266	299	40	39	481	403
津軽	150	23	422	213	50	59	622	295
八戸	184	13	430	159	130	39	744	211
西北五	60	14	218	122	20	20	298	156
下北	30	0	100	50	20	0	150	50
上十三	110	18	328	210	40	19	478	247
計	709	133	1,764	1,053	300	176	2,773	1,362

### 人口10万人当たりの圏域の施設の定員数

(単位:人)

圏域	人口	施設の定員			人口10万人当たりの施設の定員		
		入所	通所	計	入所	通所	計
青森	340,427	481	403	884	141	118	259
津軽	317,610	622	295	917	196	93	289
八戸	348,205	744	211	955	214	61	274
西北五	155,246	298	156	454	192	100	292
下北	83,752	150	50	200	179	60	239
上十三	191,417	478	247	725	250	129	379
計	1,436,657	2,773	1,362	4,135	193	95	288

## 6 平成20年度障害福祉サービス等経営実態調査結果の概要

厚生労働省が調査した結果によると、新体系サービスのうち、訪問系サービス、自立訓練（機能訓練）、児童デイサービス、共同生活援助単独型が経営的に厳しい状況にあります。

概要のうち平成19年度における収支状況の一部は次のとおり

調査の期日 平成20年4月1日

調査事項 平成19年度における収支状況等

(単位:千円)

		収支差	収支差率	
全体		4,469	6.1%	
新体系		1,689	5.4%	
旧体系		9,190	7.0%	
障害児施設等		-3,964	-4.2%	
新体系	訪問系サービス	-663	-4.0%	
	居宅介護(再掲)	-1,023	-7.9%	
	生活介護	3,299	6.6%	
	自立訓練(機能訓練)	-739	-5.9%	
	自立訓練(生活訓練)	2,078	12.3%	
	就労移行支援	3,531	14.1%	
	就労継続支援A型	457	1.6%	
	就労継続支援B型	2,227	9.8%	
	児童デイサービス	-4,882	-32.1%	
	短期入所	628	9.6%	
	共同生活介護単独型	1,738	11.0%	
	共同生活援助単独型	-445	-6.3%	
障害者支援施設		11,761	5.4%	
旧体系	身体障害者施設	入所施設	17,091	7.3%
		通所施設	1,772	4.5%
	知的障害者施設	入所施設	13,369	6.6%
		通所施設	6,457	9.1%
	精神障害者施設	入所施設	369	0.9%
		通所施設	933	3.8%
障害児施設等	入所施設	1,370	1.0%	
	通所施設	-9,349	-18.1%	

## 7 第1期計画の障害福祉サービスの進捗状況

計画及び実績とも1か月分のサービス量であり、実績は各年度3月利用分のサービス量となっています。

### (1) 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援事業）

県全体の進捗状況は、70%ほどですが、青森圏域と西北五圏域が100%に近く、一方、八戸圏域と上十三圏域は50%程度となっており、圏域による格差が見られます。

#### 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援事業

(単位:時間)

圏域	18年度			19年度		
	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率
青森	4,293	3,167	73.8%	5,251	5,268	100.3%
津軽	4,530	3,741	82.6%	4,740	4,066	85.8%
八戸	7,222	3,875	53.7%	8,364	4,262	51.0%
西北五	3,396	3,519	103.6%	3,627	3,480	95.9%
下北	1,210	1,162	96.0%	1,609	1,135	70.5%
上十三	6,219	3,934	63.3%	6,767	3,357	49.6%
計	26,870	19,398	72.2%	30,358	21,568	71.0%
人数置換	1,493人	1,078人		1,687人	1,198人	

### (2) 日中活動系サービス

就労継続支援事業(A型)を除いて、進捗率は低く目となっており、生活介護事業、17.5%、自立訓練事業(機能訓練)46.4%、自立訓練事業(生活訓練)60.3%、就労移行支援事業68.6%、就労継続支援事業(B型)65.6%、療養介護事業49.0%となっています。

これは、旧法施設の新体系への移行が進んでいないことが大きく影響しています。

#### 生活介護事業

(単位:人日)

圏域	18年度			19年度		
	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率
青森	4,221	1,285	30.4%	9,226	1,655	17.9%
津軽	3,650	716	19.6%	8,207	1,476	18.0%
八戸	5,430	1,633	30.1%	10,087	2,143	21.2%
西北五	2,528	562	22.2%	5,158	631	12.2%
下北	1,366	393	28.8%	2,877	343	11.9%
上十三	3,568	1,111	31.1%	6,708	1,132	16.9%
計	20,763	5,700	27.5%	42,263	7,380	17.5%
人数置換	944人	259人		1,921人	335人	

自立訓練事業（機能訓練）

（単位：人日）

圏域	18年度			19年度		
	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率
青森	805	469	58.3%	805	504	62.6%
津軽	97	0	-	208	26	12.5%
八戸	138	111	80.4%	437	238	54.5%
西北五	0	105	-	78	165	211.5%
下北	31	0	-	84	0	-
上十三	192	17	8.9%	398	0	-
計	1,263	702	55.6%	2,010	933	46.4%
人数置換	57人	32人		92人	42人	

自立訓練事業（生活訓練）

（単位：人日）

圏域	18年度			19年度		
	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率
青森	1,495	825	55.2%	1,495	976	65.3%
津軽	575	658	114.4%	1,242	452	36.4%
八戸	759	672	88.5%	1,756	1,209	68.8%
西北五	389	364	93.6%	891	633	71.0%
下北	239	176	73.6%	579	189	32.6%
上十三	501	179	35.7%	1,082	788	72.8%
計	3,958	2,874	72.6%	7,045	4,247	60.3%
人数置換	181人	131人		320人	193人	

就労移行支援事業

（単位：人日）

圏域	18年度			19年度		
	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率
青森	2,967	1,457	49.1%	3,105	1,725	55.6%
津軽	688	289	42.0%	1,559	641	41.1%
八戸	664	732	110.2%	1,577	2,332	147.9%
西北五	271	315	116.2%	684	351	51.3%
下北	147	319	217.0%	354	298	84.2%
上十三	443	302	68.2%	1,036	354	34.2%
計	5,180	3,414	65.9%	8,315	5,701	68.6%
人数置換	235人	155人		378人	259人	

就労継続支援事業（A型）

（単位：人日）

圏域	18年度			19年度		
	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率
青森	805	808	100.4%	805	674	83.7%
津軽	230	192	83.5%	304	228	75.0%
八戸	41	0	-	84	510	607.1%
西北五	0	14	-	43	52	120.9%
下北	0	0	-	25	305	1220.0%
上十三	0	26	-	44	48	109.1%
計	1,076	1,040	96.7%	1,305	1,817	139.2%
人数置換	49人	47人		60人	83人	

就労継続支援事業（B型）

（単位：人日）

圏域	18年度			19年度		
	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率
青森	874	1,001	114.5%	1,323	1,144	86.5%
津軽	690	833	120.7%	1,320	1,010	76.5%
八戸	582	360	61.9%	2,139	1,404	65.6%
西北五	324	568	175.3%	798	793	99.4%
下北	181	24	13.3%	434	24	5.5%
上十三	363	4	1.1%	862	136	15.8%
計	3,014	2,790	92.6%	6,876	4,511	65.6%
人数置換	137人	127人		312人	205人	

療養介護事業

（単位：人）

圏域	18年度			19年度		
	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率
青森	62	20	32.3%	64	17	26.6%
津軽	21	20	95.2%	22	18	81.8%
八戸	37	10	27.0%	38	10	26.3%
西北五	9	12	133.3%	11	13	118.2%
下北	4	1	25.0%	5	1	20.0%
上十三	15	16	106.7%	17	18	105.9%
計	148	79	53.4%	157	77	49.0%

(3) 児童デイサービス事業

下北圏域を除いて、各圏域ともサービスがほぼ計画どおり提供されています。

(単位:人日)

圏域	18年度			19年度		
	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率
青森	516	602	116.7%	635	574	90.4%
津軽	1,437	1,561	108.6%	1,555	1,777	114.3%
八戸	1,616	1,251	77.4%	1,622	1,664	102.6%
西北五	230	256	111.3%	260	279	107.3%
下北	247	0	-	264	0	-
上十三	1,379	1,114	80.8%	1,463	1,060	72.5%
計	5,425	4,784	88.2%	5,799	5,354	92.3%
人数置換	678人	598人		725人	669人	

(4) 短期入所事業

進捗率は50%ですが、全圏域でサービスが提供されています。

(単位:人日)

圏域	18年度			19年度		
	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率
青森	353	236	66.9%	402	381	94.8%
津軽	836	529	63.3%	975	422	43.3%
八戸	985	300	30.5%	1,079	339	31.4%
西北五	863	481	55.7%	973	711	73.1%
下北	167	63	37.7%	220	84	38.2%
上十三	388	133	34.3%	407	187	45.9%
計	3,592	1,742	48.5%	4,056	2,124	52.4%
人数置換	1,197人	581人		1,352人	708人	

(5) 共同生活援助・共同生活介護事業

進捗率は、ほぼ100%となっています。

(単位:人)

圏域	18年度			19年度		
	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率
青森	120	125	104.2%	149	138	92.6%
津軽	119	99	83.2%	149	116	77.9%
八戸	113	113	100.0%	136	127	93.4%
西北五	82	81	98.8%	93	136	146.2%
下北	22	20	90.9%	24	23	95.8%
上十三	54	55	101.9%	66	97	147.0%
計	510	493	96.7%	617	637	103.2%

(6) 施設入所支援事業

平成19年度までに入所施設で新体系へ移行した施設は、青森圏域の3施設だけとなっています。

(単位:人)

圏域	18年度			19年度		
	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率
青森	228	95	41.7%	228	95	41.7%
津軽	0	42	-	0	43	-
八戸	0	23	-	0	21	-
西北五	0	25	-	0	24	-
下北	0	26	-	0	23	-
上十三	0	26	-	0	21	-
計	228	237	103.9%	228	227	99.6%

(7) 指定相談支援事業

全国的にもサービス利用計画作成費の支給件数は著しく少なく、支給の対象となる者の要件が影響しているものと考えられます。

(単位:人)

圏域	18年度			19年度		
	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率
青森	226	0	-	229	0	-
津軽	219	0	-	236	0	-
八戸	84	1	1.2%	87	3	3.4%
西北五	72	0	-	81	0	-
下北	45	0	-	54	1	1.9%
上十三	99	0	-	108	2	1.9%
計	745	1	0.1%	795	6	0.8%

## 8 障害者の雇用・就業の状況

### (1) 特別支援学校高等部卒業者の進路の状況

特別支援学校高等部の卒業者の進路状況について、平成18年度でみると一般事業所への就職者は、37人で卒業者に対する割合では17%、大学等への進学が10人(4%)、福祉施設利用が127人(57%)、家庭・病院等が50人(22%)となっています。平成19年度では就職者は51人(23%)、進学が13人(6%)、福祉施設利用が106人(49%)、家庭・病院等が49人(22%)となっています。

(各年度末)

(単位：人)

進路	18年度	19年度
就職者数	37	51
福祉施設	127	106
進学	10	13
家庭・病院等	50	49
卒業生数	224	219

### (2) 障害者職業紹介状況(青森労働局調)

障害者の職業紹介状況は、新規での求職申込件数は、平成18年度は1,054件、平成19年度は1,022件となっています。このうち、就職に至った件数は、平成18年度398件、平成19年度445件となっています。

求職申込件数、紹介件数、就職件数とも、身体障害者が多く、全件数のうち約60%度を占めています。次いで知的障害者が約25%、精神障害者は約15%となっています。

また、就職状況については、求職する身体障害者の約40%、知的障害者の35~50%、精神障害者の30~40%が就職にいたっています。

障害者の就職状況(各年度末)

(単位：件)

種別	身体障害者	18年度	19年度
身体障害者	新規求職申込件数	615	600
	紹介件数	1,553	1,294
	就職件数	251	243
知的障害者	新規求職申込件数	296	250
	紹介件数	546	430
	就職件数	103	131
精神障害者	新規求職申込件数	143	172
	紹介件数	439	520
	就職件数	44	71
合計	新規求職申込件数	1,054	1,022
	紹介件数	2,538	2,244
	就職件数	398	445

(3) 障害者委託訓練事業の受講者数

県が障害者の能力に適した作業についての職業訓練を民間教育訓練機関や社会福祉法人等に委託し、就職に必要なスキルや職場の環境に適応する能力を身につけ、就職の促進を図っています。

(各年度末)

(単位：人)

	18年度	19年度
受講者数	30	36

(4) 障害者試行雇用事業の開始者数

(青森労働局調)

障害者を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れていただき、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを提供する事業です。

(各年度末)

(単位：人)

	18年度	19年度
開始者数	64	96

(5) 職場適応援助者による支援の開始者数

(青森障害者職業センター調)

就職又は職場適応に課題のある知的障害者、精神障害者などの雇用の促進及び職業の安定を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行います。

(各年度末)

(単位：人)

	18年度	19年度
開始者数	45	60

(6) 障害者就業・生活支援センター事業の対象者数

(青森労働局調)

障害者の雇用の促進に関する法律による障害者就業・生活支援センターでは、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導や助言等を行って、雇用の促進と職業の安定を図っています。

(各年度末)

(単位：人)

	18年度	19年度
対象者数	408	632

(7) 障害者就業・生活支援センターの設置数

センターの指定は県知事が行いますが、18年度までは2か所（青森市、弘前市）でしたが、19年4月からは3か所（青森市、弘前市、八戸市）で開設されています。

(各年度末)

(単位：か所)

	18年度	19年度
設置数	2	3

(8) 福祉施設(授産施設)から一般企業への就職の状況

授産施設から一般企業への就職の状況としては、授産施設の定員数から割合を見ると18年度は0.7%、19年度は0.9%となっています。

(各年度末)

(単位：人)

	18年度	19年度
身体障害者数	1	0
知的障害者数	10	14
精神障害者数	3	6
計	14	20
授産施設定員数	1,886	2,099

(9) 授産工賃の状況

授産施設における平均工賃については、身体障害者が18～19千円と最も高く、知的障害者、精神障害者については、7～8千円台となっています。

(各年度末)

(単位：円)

	18年度	19年度
身体障害者(円)	17,920	19,337
知的障害者(円)	7,227	7,993
精神障害者(円)	6,979	6,966
平均額(円)	9,363	9,782

(10) 新体系事業所の工賃の状況

就労継続支援A型事業所は、15万円台、就労継続支援B型事業所は、8千円台となっています。

(各年度末)

(単位：円)

	18年度	19年度
就労継続支援A型事業所	150,898	145,677
就労継続支援B型事業所	8,195	8,657

### Ⅲ 基本的目標を達成するための具体的な施策と見込量

#### サービス種類毎の必要量の見込みの考え方

##### 1 第1期計画時の考え方

- 厚生労働省「サービス利用者の将来見通し」によりますと、訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援事業）は23年度末には平成17年度の1.8倍の増加とされていますが、本県においては約2倍の伸びを目指します。
- 厚生労働省「サービス利用者の将来見通し」によりますと、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）は23年度末には平成17年度の約1.5倍の増加を見込んでいますが、本県においても1.5倍の伸びを目指します。
- 地域生活への移行を進める観点から、平成17年度時点における施設入所者数の1割以上が地域生活に移行することとするとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を平成17年度時点の施設入所者数から7%以上削減することを目指します。
- 厚生労働省「サービス利用者の将来見通し」によりますと、障害者の就労は23年度末には、福祉施設から一般就労への毎年度の移行者を4倍、就労継続支援事業A型の利用者を10倍とされていますが、本県においては、一般就労移行者は4倍、就労継続支援事業A型利用者は7倍を目指します。

##### 2 第2期計画の考え方

- 平成20年12月16日、国の社会保障審議会障害者部会より、「障害者自立支援法施行後3年の見直しについて」の報告書が厚生労働省へ提出されていますが、本計画は、現在の制度内容に基づき策定することとしています。
- 基本的には、第1期計画の策定の際に厚生労働省より示された上記の数値目標の考え方に基づき、各市町村が第1期計画の現状の把握、地域における課題等の分析・検討を踏まえ、目標値を適切に補正（上方、下方）するとともに、障害者のニーズを踏まえ必要なサービス量を見込むこととしています。
- 訪問系サービスは23年度末には平成17年度の1.5倍の伸びを目指します。
- 日中活動系サービスは23年度末には平成17年度の1.5倍の伸びを目指します。
- 地域生活への移行を進める観点から、平成17年度時点における施設入所者数の1割以上が地域生活に移行することとするとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を平成17年度時点の施設入所者数から7%以上削減することを目指します。
- 障害者の就労は23年度末には、福祉施設から一般就労への移行者は4倍、就労継続支援事業A型の利用者は7倍を目指します。

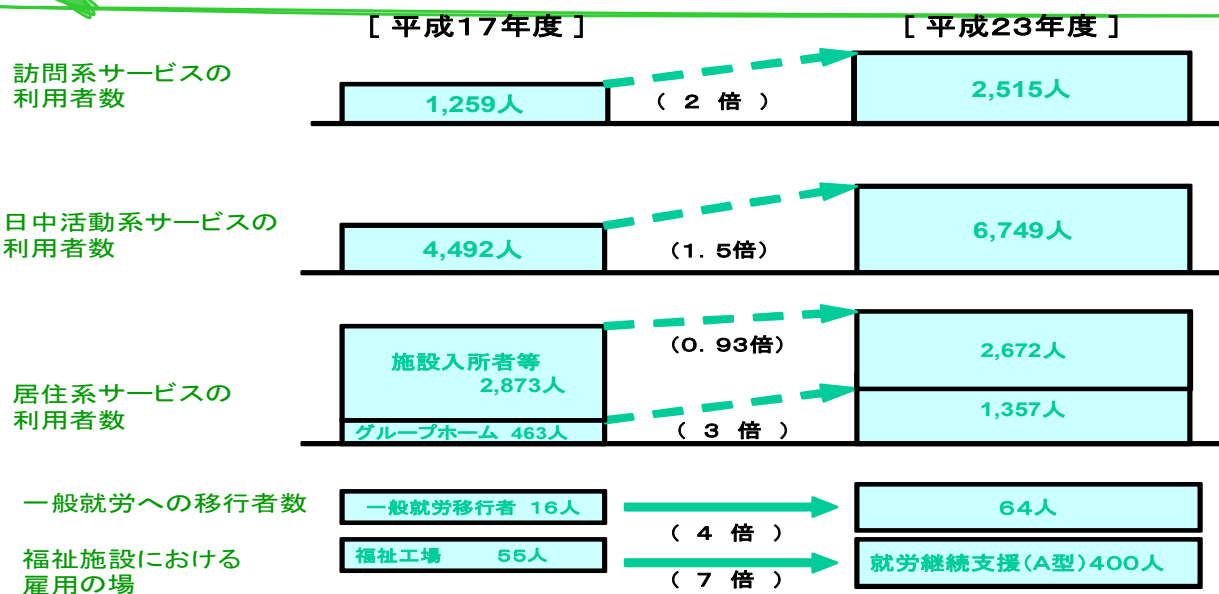
#### 見込量の確保のための考え方

- 市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として、法の実施に関して一義的な責任をおっており、見込量に関しても市町村の方針を尊重した上で、圏域ごとに設定しています。従って障害福祉サービスの提供の確保にあたっては市町村と十分連携して進めることとします。
- 今後の障害福祉サービスの提供量の拡大を図るため、障害福祉サービス推進の考え方を十分

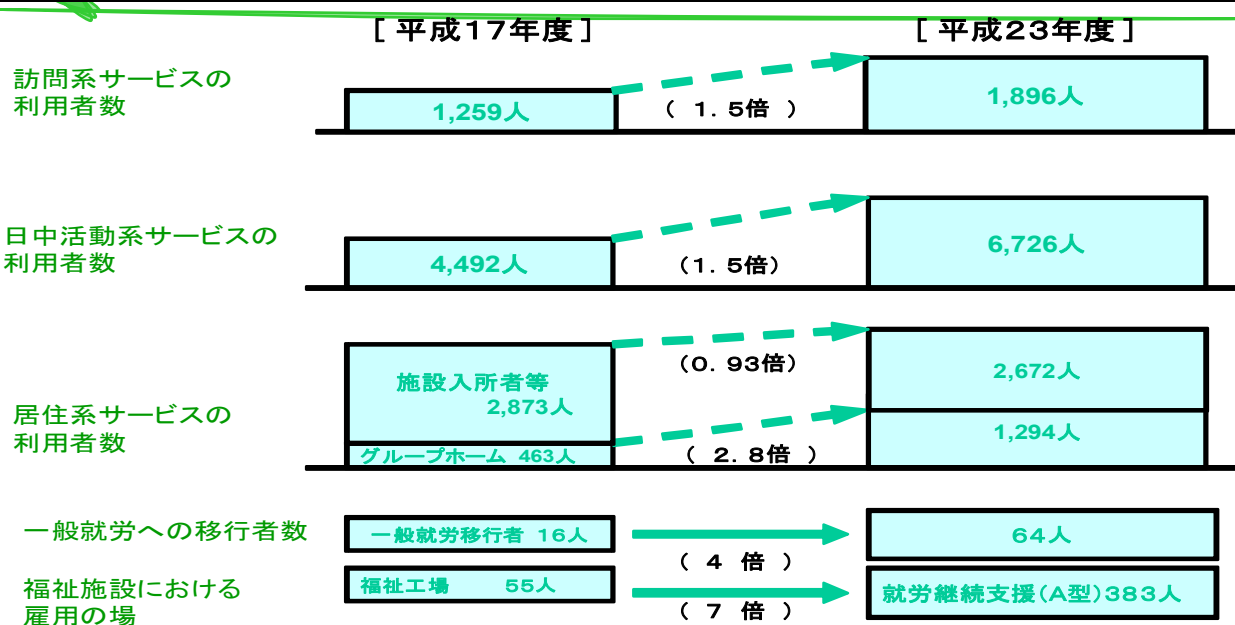
広報し周知に努めます。

●障害者の就労支援については、教育、労働の各分野とも連携を図り、重層的に施策を展開し、目標の達成に努めます。

## 第1期計画 青森県障害福祉サービスの見込量



## 第2期計画 青森県障害福祉サービスの見込量



## 1 障害福祉サービス

サービス量については、各サービスとも1か月利用分の見込量となっています。

### (1) 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援事業

23年度の見込量としては、利用人数に換算すると、1,896人となり、平成17年度の1,259人の1.5倍の伸びを見込んでいます。

(単位:時間)

圏域	21年度	22年度	23年度
青森	7,453	9,083	11,069
津軽	4,616	4,821	5,029
八戸	5,091	5,770	6,469
西北五	4,273	4,587	5,213
下北	1,328	1,367	1,437
上十三	3,980	4,423	4,902
計	26,741	30,051	34,119
人数置換	1,486人	1,670人	1,896人

1人当たり18時間で算定

### (2) 生活介護事業

23年度の見込量としては、利用人数に換算すると、3,184人となり、現行の事業者及び旧体系施設の移行計画分による人数は2,824人となっていることから、新たな利用者数としては、360人を見込んでいます。

(単位:人日)

圏域	21年度	22年度	23年度
青森	4,405	9,927	16,197
津軽	4,440	7,344	11,890
八戸	4,438	4,793	15,288
西北五	1,189	3,812	7,123
下北	470	503	4,017
上十三	3,352	3,836	9,163
計	18,294	30,215	63,678
人数置換	915人	1,511人	3,184人

1人当たり20日で積算

(3) 自立訓練事業（機能訓練）

23年度の見込量としては、利用人数に換算すると、148人となり、現行の事業者及び旧体系施設の移行計画分による人数は102人となっていることから、新たな利用者数としては、46人を見込んでいますが、各圏域に分散しています。

(単位:人日)

圏域	21年度	22年度	23年度
青森	605	616	1,509
津軽	102	191	303
八戸	439	495	513
西北五	247	294	463
下北	22	22	34
上十三	80	107	134
計	1,495	1,725	2,956
人数置換	75人	86人	148人

1人当たり20日で積算

(4) 自立訓練事業（生活訓練）

23年度の見込量としては、利用人数に換算すると、735人となり、現行の事業者及び旧体系施設の移行計画分による人数は789人となりますが、圏域ごとには違いがあり、新たな利用者に対する対応が必要な圏域もあります。

(単位:人日)

圏域	21年度	22年度	23年度
青森	1,009	1,250	4,813
津軽	790	1,217	1,804
八戸	1,623	1,786	2,218
西北五	1,314	1,638	2,826
下北	237	242	1,126
上十三	1,053	1,184	1,920
計	6,026	7,317	14,707
人数置換	301人	366人	735人

1人当たり20日で積算

(5) 就労移行支援事業

23年度の見込量としては、利用人数に換算すると、788人となり、現行の事業者及び旧体系施設の移行計画分による人数は769人となっていることから、新たな利用者数としては、19人を見込んでいますが、圏域ごとには違いがあり、新たな利用者に対する対応が必要な圏域もあります。

(単位:人日)

圏域	21年度	22年度	23年度
青森	2,636	2,981	3,612
津軽	1,099	1,567	2,084
八戸	2,879	3,409	4,348
西北五	474	626	1,210
下北	348	417	1,233
上十三	495	610	1,688
計	7,931	9,610	14,175
人数置換	441人	534人	788人

1人当たり18日で積算

(6) 就労継続支援事業(A型)

23年度の見込量としては、利用人数に換算すると、383人となり、現行の事業者及び旧体系施設の移行計画分による人数は212人となっていることから、新たな利用者数としては、171人を見込んでいます。

(単位:人日)

圏域	21年度	22年度	23年度
青森	1,132	1,137	1,142
津軽	707	1,271	1,831
八戸	1,067	1,575	1,995
西北五	72	138	182
下北	432	517	610
上十三	367	474	1,140
計	3,777	5,112	6,900
人数置換	210人	284人	383人

1人当たり18日で積算

(7) 就労継続支援事業（B型）

23年度の見込量としては、利用人数に換算すると、1,391人となり、現行の事業者及び旧体系施設の移行計画分による人数は1,365人となっていることから、新たな利用者数としては、27人を見込んでいますが、圏域ごとには違いがあり、新たな利用者に対する対応が必要な圏域もあります。

(単位:人日)

圏域	21年度	22年度	23年度
青森	2,543	3,854	6,292
津軽	3,052	4,328	5,861
八戸	2,189	2,530	3,590
西北五	1,232	1,674	2,750
下北	770	990	2,218
上十三	369	611	4,335
計	10,155	13,987	25,046
人数置換	564人	777人	1,391人

1人当たり18日で積算

(8) 療養介護事業

23年度の見込量としては、97人ですが、現在、療養介護の事業者は、国立病院機構青森病院（定員80人）だけとなっています。

(単位:人)

圏域	21年度	22年度	23年度
青森	21	22	22
津軽	17	18	18
八戸	12	12	14
西北五	18	18	19
下北	3	3	4
上十三	18	19	20
計	89	92	97

(9) 児童デイサービス事業

サービス利用は、年々伸び、23年度の見込量としては、利用人数に換算すると、275人となっています。

(単位:人日)

圏域	21年度	22年度	23年度
青森	647	647	647
津軽	1,820	1,924	2,033
八戸	1,875	1,912	1,939
西北五	324	365	421
下北	24	24	58
上十三	1,001	1,133	1,225
計	5,691	6,005	6,323
人数置換	247人	261人	275人

1人当たり23日で積算

(10) 短期入所事業

サービス利用は、年々伸び、23年度の見込量としては、利用人数に換算すると、1,081人となり、1,000人を超えます。

(単位:人日)

圏域	21年度	22年度	23年度
青森	492	536	580
津軽	493	530	569
八戸	493	553	670
西北五	736	797	863
下北	110	113	180
上十三	289	327	381
計	2,613	2,856	3,243
人数置換	871人	952人	1,081人

1人当たり3日で積算

(11) 共同生活援助・共同生活介護事業

23年度の見込量としては、1,294人となり、現行の事業者及び旧体系施設の移行計画分による人数は1,644人となりますが、圏域ごとには違いがあり、新たな利用者に対する対応が必要な圏域もあります。

(単位:人)

圏域	21年度	22年度	23年度
青森	194	223	253
津軽	188	226	279
八戸	174	203	255
西北五	164	198	241
下北	31	32	71
上十三	120	155	195
計	871	1,037	1,294

(12) 施設入所支援事業

旧体系施設は、23年度までに順次移行することとなっています。

(単位:人)

圏域	21年度	22年度	23年度
青森	200	296	644
津軽	185	219	566
八戸	128	141	599
西北五	38	130	276
下北	28	27	138
上十三	130	144	449
計	709	957	2,672

(13) 指定相談支援事業

障害福祉サービスが見込まれる者のうち、単身の障害者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる障害者(サービス利用計画の作成対象者)の見込み量です。

(単位:人)

圏域	21年度	22年度	23年度
青森	5	5	5
津軽	4	5	5
八戸	12	17	23
西北五	4	6	11
下北	1	4	4
上十三	10	13	18
計	36	50	66

～～～平成20年9月県障害福祉課実施：障害福祉サービス事業等移行計画書から～～～

● 既存施設が見込む23年度における障害福祉サービスの利用者数 (単位：人)

圏 域	生活介護	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援
青森	479	40	94	45
津軽	554	0	32	22
八戸	507	0	247	86
西北五	254	0	70	28
下北	116	0	38	24
上十三	325	0	47	128
計	2,235	40	528	333

● 既存施設が見込む23年度における障害福祉サービスの利用者数 (単位：人)

圏 域	就労継続支援（A）	就労継続支援（B）	共同生活介護 共同生活援助	施設入所支援
青森	0	188	60	401
津軽	10	245	58	462
八戸	20	78	177	557
西北五	0	100	72	226
下北	0	22	20	120
上十三	18	187	98	380
計	48	820	485	2,146

## 2 今後の指定障害福祉サービス事業所の見込み

- ①各圏域のサービス見込量（人数換算したもの）
- ②各圏域の平成20年10月1日現在のサービス毎の事業者の定員
- ③各圏域の旧体系施設が移行するサービス量（人数）

基本的に、①－(②+③)の算定により、圏域別の新規参入事業者の見込みは次のとおりです。

なお、児童デイサービス及び共同生活介護・共同生活援助については、10名を超えたとき、10名毎に、また、その他のサービスについては、20名を超えたとき、20名毎に、1事業者が必要となるものとして積算しています。

(単位：事業所数)

圏域	生活介護			自立訓練（機能訓練）			自立訓練（生活訓練）		
	21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度
青森			4				1		5
津軽	3	1							
八戸			5						
西北五	1	2	1						
下北			3						
上十三		1							
計	4	4	14	0	0	0	1		5

(単位：事業所数)

圏域	就労移行支援			就労継続支援（A）			就労継続支援（B）		
	21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度
青森									
津軽	1	1	1		1	2			
八戸					1	1			
西北五	1							1	
下北			1				1	1	3
上十三	1					1			1
計	3	1	2	0	2	4	1	2	4

(単位：事業所数)

圏域	児童デイサービス			療養介護			共同生活介護・共同生活援助		
	21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度
青森									
津軽			1						2
八戸									
西北五									
下北							1		2
上十三	1		1					1	
計	1	0	2	0	0	0	1	1	4

### 3 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

障害者支援施設における必要な入所定員の総数です。

23年度の見込量としては、平成18年度の入所定員数2,873人（身体障害者入所定員数849人、知的障害者入所定員数1,964人 精神障害者入所定員数60人）の7%削減を見込んでいます。

（単位：人）

圏域	21年度	22年度	23年度
青森	721	721	644
津軽	592	592	566
八戸	644	644	599
西北五	278	278	276
下北	130	130	138
上十三	488	488	449
計	2,853	2,853	2,672

#### 4 退院可能精神障害者の地域生活への移行促進

- 精神障害者退院促進支援事業（精神障害者地域移行支援特別対策事業）  
平成19年度調査した退院可能精神障害者の状況は次のとおり

（単位：人）

圏域	入院者数	対象者数	退院に伴い利用を予定している指定障害福祉サービス				
			居宅介護	生活訓練	就労移行支援	共同生活援助	共同生活介護
青森	1,124	71	36	52	11	18	5
津軽	774	66	21	41	10	22	3
八戸	1,130	63	39	22	16	6	4
西北五	173	4	4				
下北	65	5	1				
上十三	666	14	2	11	3	10	2
計	3,932	223	103	126	40	56	14

- 事業内容

精神科病院に入院している精神障害者のうち、受入条件が整えば退院可能である人に対し、円滑な地域移行を図るための支援を行います。

事業内容としては、対象者の個別支援に当たる自立支援員を指定相談支援事業者等に配置し、精神病院の精神保健福祉士等と連携を図りつつ退院に向けて主に以下の支援を行います。

- ・精神病院内における利用対象者に対する退院への啓発活動
- ・退院に向けた個別の支援計画の作成
- ・院外活動（福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等）に係る同行支援等
- ・対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言
- ・退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整

なお、対象者の選定及び事業の評価等については、別途、各医療圏域毎の保健所が主催する協議会において客観的な視点から協議・検討を行います。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数
精神障害者退院促進支援事業	—	—	5	0	10	12

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
精神障害者退院促進支援事業	14	24	14	36	14	36

## 5 指定障害福祉サービス等に従事する人材の確保と質の向上並びに施設障害福祉サービスの質の向上

指定障害福祉サービスの提供、指定相談支援及び指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの提供にあたって基本となるのは人材であり、県は指定障害福祉サービス等に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取組等を総合的に推進します。

### (1) サービス提供に係る人材の養成

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の要請のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することが重要です。

このため、県では指定障害者福祉サービス等に係る人材の確保し、資質の向上に関するための研修を計画的に実施します。

#### ① 障害程度区分認定調査員等研修事業

障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定に係る認定調査（一次判定）を行う調査員及び市町村審査委員会委員のための研修です。

認定調査は市町村が実施（指定相談支援事業者等への委託する場合があります。）しますが、調査員には当該研修の受講が義務づけられていることから、市町村担当課の新任担当者や相談支援事業者等、調査を実施する者を対象に実施します。

#### 障害程度区分認定調査員研修事業

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	研修受講者数（累計）	実施箇所数	研修受講者数（累計）	実施見込箇所数	研修受講者数（累計）
障害程度区分認定調査員研修事業	3	211	1	324	1	419

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	研修受講者数（累計）	実施見込箇所数	研修受講者数（累計）	実施見込箇所数	研修受講者数（累計）
障害程度区分認定調査員研修事業	1	519	1	619	1	719

### 市町村審査会委員研修事業

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	研修受講者数(累計)	実施箇所数	研修受講者数(累計)	実施見込箇所数	研修受講者数(累計)
市町村審査会委員研修事業	6	118	2	138	1	142

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	研修受講者数(累計)	実施見込箇所数	研修受講者数(累計)	実施見込箇所数	研修受講者数(累計)
市町村審査会委員研修事業	1	152	1	162	1	172

### ② 相談支援従事者研修事業

相談支援事業を円滑に実施するため、相談支援事業従事者に対して実施する研修です。市町村の相談支援担当者及び指定相談支援事業所等で相談支援事業に従事する者等を対象に実施します。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	研修受講者数(累計)	実施箇所数	研修受講者数(累計)	実施見込箇所数	研修受講者数(累計)
相談支援従事者研修事業	1	260	1	393	1	519

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	研修受講者数(累計)	実施見込箇所数	研修受講者数(累計)	実施見込箇所数	研修受講者数(累計)
相談支援従事者研修事業	1	650	1	750	1	850

### ③ サービス管理責任者養成研修事業

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業において新たに配置が義務づけられたサービス管理責任者を養成する研修です。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	研修受講者数(累計)	実施箇所数	研修受講者数(累計)	実施見込箇所数	研修受講者数(累計)
サービス管理責任者養成研修事業	1	176	1	412	1	697

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込 箇所数	研修受講者 数(累計)	実施見込 箇所数	研修受講者数 (累計)	実施見 込箇所 数	研修受講者数 (累計)
サービス管理責任 者養成研修事業	1	900	1	1,100	1	1,300

④ 行動援護従事者養成研修事業

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスである「行動援護」に従事する事業者の確保を図るため、その従事者を養成する研修です。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所 数	研修受講者 数	実施箇所 数	研修受講者 数	実施見込 箇所数	研修受講者 数
行動援護従事者 養成研修事業	1	81	1	49	1	50

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込 箇所数	研修受講者 数	実施見込 箇所数	研修受講者 数	実施見込 箇所数	研修受講者 数
行動援護従事者 養成研修事業	1	50	1	50	1	50

⑤ 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象に、相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るため実施する研修です。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所 数	研修受講者 数	実施箇所 数	研修受講者 数	実施見込 箇所数	研修受講者 数
身体障害者・知的障 害者相談員活動強 化事業	6	126	6	177	6	170

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込 箇所数	研修受講者 数	実施見込 箇所数	研修受講者 数	実施見込 箇所数	研修受講者 数
身体障害者・知的障 害者相談員活動強 化事業	6	170	6	170	6	170

(2) 障害者の生活を支援する人材育成の研修

障害者のコミュニケーションを支援する人材を確保し、資質の向上を図るための研修を計画的に実施します。

① 手話通訳者・盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成する研修です。

手話通訳者養成研修事業

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	研修受講者数	実施箇所数	研修受講者数	実施見込箇所数	研修受講者数
手話通訳者養成研修事業	1	13	1	14	1	31

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	研修受講者数	実施見込箇所数	研修受講者数	実施見込箇所数	研修受講者数
手話通訳者養成研修事業	1	20	1	20	1	20

盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	研修受講者数	実施箇所数	研修受講者数	実施見込箇所数	研修受講者数
盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	—	—	—	—	—	—

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	研修受講者数	実施見込箇所数	研修受講者数	実施見込箇所数	研修受講者数
盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	—	—	—	—	1	30

② 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人に対し、音声訓練を行う指導者を養成する研修です。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	研修受講者数	実施箇所数	研修受講者数	実施見込箇所数	研修受講者数
音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	1	4	1	4	1	4

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	研修受講者数	実施見込箇所数	研修受講者数	実施見込箇所数	研修受講者数
音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	1	5	1	5	1	5

(3) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者評価

社会福祉事業の経営者は、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めることが必要です。

このため、県では、事業者が第三者評価の積極的な実施に取り組めるよう、制度の活用等について周知を図ります。

(4) 障害者等に対する虐待の防止

障害福祉サービス等の事業者は、従業者へ知識や技術向上のための研修の実施や支援に当たって悩みや苦勞を相談できる体制の整備などにより、利用者の人権の擁護や虐待の未然防止等に努めることが必要です。

このため、県では、虐待未然防止ネットワークの構築や、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等を含めたマニュアルの作成等を検討し、虐待防止の体制づくりを図ります。

## 6 市町村の実施する地域生活支援事業

利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められる相談支援、コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センター等の事業を市町村が創意工夫を図り実施します。

なお、詳しい事業内容や利用者負担は、それぞれの市町村ごとに異なります。

### (1) 相談支援事業

市町村は、障害者等の福祉に関する一般的な各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連携調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化を図ることとしています。

### (2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

### (3) 日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜等を図り、その福祉の増進を図ります。

### (4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

### (5) 地域活動支援センター事業

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センター事業を実施し、障害者の地域生活を支援します。

市町村では、これらの事業のほかに、地域の実情に応じ、福祉ホーム事業、知的障害者職親制度事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業等を実施します。

## 7 県が実施する地域生活支援事業

専門性の高い相談支援事業について、既に実施している事業については事業の充実を図るほか、今後着手すべき事業については、実態把握のための調査を実施するなど、支援に向けた体制の整備を図ります。広域的な支援への対応としては、市町村の方針を尊重しつつ、圏域における相談支援体制の整備を推進するためのネットワーク構築を目指します。

特に、精神障害者の地域生活への移行については、介護給付、訓練等給付のみでなく、地域生活支援事業における取組や相談支援体制の整備等により支援を進めます。

### (1) 専門性の高い相談支援事業

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供、県民への普及啓発、支援のためのネットワーク体制づくりなどを行い、障害者等が地域において自立した日常生活や社会生活が営むことができるように支援をします。

#### ① 自閉症・発達障害者支援センター運営事業

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、平成17年12月1日に県民福祉プラザに開設しました。

事業内容としては、発達障害者及びその家族に対する相談・発達・就労の各支援に加え、県内の発達障害者支援に携わっている方々への研修及び県民等に対する普及啓発を行っています。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数
自閉症・発達障害者支援センター運営事業	1	898	1	1,074	1	1,000

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
自閉症・発達障害者支援センター運営事業	1	1,000	1	1,000	1	1,000

② 障害者就業・生活支援センター事業

障害者雇用促進法に基づく本センターでは、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活上・社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言等を行います。

センターの運営は、社会福祉法人等に委託して実施しますが、指定を受けたセンターでは雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連絡会議を組織した上で、障害者の職業生活を継続する上での多様な問題に対応するための連絡調整等を行っています。

平成23年度には圏域ごとにセンターを設置し、就労支援のためのネットワーク体制の整備を目標にします。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数
障害者就業・生活支援センター事業	2	120	3	299	4	398

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
障害者就業・生活支援センター事業	5	497	5	497	6	596

③ 高次脳機能障害支援普及事業

外傷性脳損傷や脳血管障害の後遺症として、記憶障害・注意障害・社会的行動障害など高次脳機能障害を伴う人の自立と社会参加を推進するため、支援拠点機関を置き、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実を図るとともに、高次脳機能障害に関する研修等を行い、高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備するものです。

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
高次脳機能障害支援普及事業	—	—	—	—	1	—

(2) 広域的な支援事業

市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が地域において自立した日常生活や社会生活が営むことができるように支援をします。

① 相談支援体制整備事業

相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うため県自立支援協議会を設置し、地域における相談支援体制の整備を推進するものです。

ア 相談支援体制整備事業

相談支援に関するアドバイザーの配置について検討し、地域の広域的支援を行う相談支援体制の整備を推進するものです。

事業内容としては、地域で対応困難な事例に係る助言や、広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援等、地域のネットワーク構築に向けた指導、調整を行うこととし、平成20年度に全圏域で整備することとしています。

イ 自立支援協議会設置事業

自立支援協議会は、各圏域レベルの障害福祉に関する相談支援体制のシステムづくりに関する協議の場として設置するものです。

相談支援事業者、学識経験者、市町村、保健・医療関係者等を構成メンバーとし、圏域ごとの相談支援体制の状況を把握・評価し、整備方策の助言を行うことや、相談支援事業者の研修のあり方の協議などを行うこととし、平成19年度に全圏域で整備しています。

ウ 障害児（者）地域療育等支援事業

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する療育機能との重層的な連携を図り実施します。

事業内容としては、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、障害児の通う保育所や障害児通園事業等の職員の療育技術の指導、療育機関に対する支援を行います。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数
障害児（者）地域療育等支援事業（県）	7	3,196	6	2,924	6	3,000

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
障害児（者）地域療育等支援事業（県）	6	3,000	6	3,000	6	3,000

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数
障害児(者)地域療育等支援事業 (青森市)			2	232	2	398

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
障害児(者)地域療育等支援事業 (青森市)	2	398	2	398	2	398

(3) その他の事業

① 生活訓練等事業

ア オストメイト社会適応訓練事業

オストメイトに対し、青森県身体障害者福祉団体連合会、日本オストミー協会青森県支部、医療機関、ストマ用装具取扱業者等と連携し、県内6地区においてストマ用装具に関することや社会生活に関することの講習を実施します。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数
オストメイト社会適応訓練事業	6	400	6	275	6	300

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
オストメイト社会適応訓練事業	6	340	6	340	6	340

イ 音声機能障害者発声訓練事業

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人に対し、青森県身体障害者福祉団体連合会、青森県喉頭者福祉団体（青森喉友会）と連携し、青森県立中央病院、弘前大学医学部付属病院、八戸市立病院の3カ所において発声訓練を行います。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数
音声機能障害者発声訓練事業	3	1,500	3	1,465	3	1,440

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
音声機能障害者発声訓練事業	3	1,480	3	1,480	3	1,480

ウ 在宅盲人点字指導事業

中途失明等により視覚障害者になった在宅で点字の習得を希望する人に、青森県視力障害者福祉連合会、県内の点訳奉仕団体と連携し、中途失明者の自宅に点訳奉仕員を派遣し点字指導を行います。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	指導回数	利用者数	指導回数	利用者数	指導見込回数	利用見込者数
在宅盲人点字指導事業	32	4	26	3	26	3

事業名	21年度		22年度		23年度	
	指導見込回数	利用見込者数	指導見込回数	利用見込者数	指導見込回数	利用見込者数
在宅盲人点字指導事業	36	3	36	3	36	3

## エ 点字競技大会事業

視覚障害者や点字に関心のある人を対象に、点字競技大会を開催します。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	開催回数	利用者数	開催回数	利用者数	開催見込回数	利用見込者数
点字競技大会事業	1	71	1	64	1	72

事業名	21年度		22年度		23年度	
	開催見込回数	利用見込者数	開催見込回数	利用見込者数	開催見込回数	利用見込者数
点字競技大会事業	1	75	1	75	1	75

## オ 盲女性家庭生活訓練事業

失明した女性に対し、青森県身体障害者連合会、県内の視力団体連合会支部と連携し、県内6地区において家庭での日常生活上必要とされる指導訓練を行います。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	開催回数	利用者数	開催回数	利用者数	開催見込回数	利用見込者数
盲女性家庭生活訓練事業	7	166	6	179	6	190

事業名	21年度		22年度		23年度	
	開催見込回数	利用見込者数	開催見込回数	利用見込者数	開催見込回数	利用見込者数
盲女性家庭生活訓練事業	7	200	7	210	7	230

#### カ 盲青年社会教室開催事業

失明した青年に対し、青森県身体障害者連合会、青森県視力団体連合会青年部と連携し、社会での日常生活上必要とされる指導訓練を行います。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	開催回数	利用者数	開催回数	利用者数	開催見込回数	利用見込者数
盲青年社会教室開催事業	1	75	1	105	1	110

事業名	21年度		22年度		23年度	
	開催見込回数	利用見込者数	開催見込回数	利用見込者数	開催見込回数	利用見込者数
盲青年社会教室開催事業	1	120	1	130	1	140

#### キ 手話講習会開催事業

聴覚障害者に対し、青森県ろうあ協会、ろうあ協会支部と連携し、県内8地区（青森・弘前・八戸・黒石・五所川原・十和田・三沢・むつ）において手話に関する講習会を開催します。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	開催回数	利用者数	開催回数	利用者数	開催見込回数	利用見込者数
手話講習会開催事業	8	207	8	172	8	117

事業名	21年度		22年度		23年度	
	開催見込回数	利用見込者数	開催見込回数	利用見込者数	開催見込回数	利用見込者数
手話講習会開催事業	8	200	8	200	8	200

#### ク 腎臓機能障害者健康管理研修会開催事業

腎臓機能障害者に対し、県内3地区において青森県身体障害者連合会、青森県腎臓病患者連絡協議会、医療機関と連携し、病気に関する専門知識を身につけ、社会復帰を促進することを目的とした研修会を開催します。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	開催回数	利用者数	開催回数	利用者数	開催見込回数	利用見込者数
腎臓機能障害者健康管理研修会開催事業	3	150	4	150	4	150

事業名	21年度		22年度		23年度	
	開催見込回数	利用見込者数	開催見込回数	利用見込者数	開催見込回数	利用見込者数
腎臓機能障害者健康管理研修会開催事業	5	190	5	190	5	190

#### ケ 心臓機能障害者学習会開催事業

心臓機能障害者に対し、青森県身体障害者連合会、うとう心臓友の会、医療機関と連携し、病気に関する専門知識を身につけ、社会復帰を促進することを目的とした学習会を開催します。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	開催回数	利用者数	開催回数	利用者数	開催見込回数	利用見込者数
心臓機能障害者学習会開催事業	1	30	1	31	1	31

事業名	21年度		22年度		23年度	
	開催見込回数	利用見込者数	開催見込回数	利用見込者数	開催見込回数	利用見込者数
心臓機能障害者学習会開催事業	1	32	1	32	1	32

② 情報支援等事業

ア 手話通訳設置事業

聴覚障害者などのコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳を行う者を県庁障害福祉課と青森県聴覚障害者情報センターに設置します。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	設置箇所数	設置者数	設置箇所数	設置者数	設置見込箇所数	設置見込者数
手話通訳設置事業	2	3	2	3	2	3

事業名	21年度		22年度		23年度	
	設置見込箇所数	設置見込者数	設置見込箇所数	設置見込者数	設置見込箇所数	設置見込者数
手話通訳設置事業	2	3	2	3	2	3

イ 字幕入り映像ライブラリー事業

字幕や手話を挿入したビデオカセットテープ等を製作し、聴覚障害者等へ貸し出します。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	貸出箇所数	利用者数	貸出箇所数	利用者数	貸出見込箇所数	利用見込者数
字幕入り映像ライブラリー事業	1	162	1	145	1	134

事業名	21年度		22年度		23年度	
	貸出見込箇所数	利用見込者数	貸出見込箇所数	利用見込者数	貸出見込箇所数	利用見込者数
字幕入り映像ライブラリー事業	1	180	1	180	1	180

ウ 点字・声の広報等発行事業

視覚障害者向けに県広報紙「県民だよりあおもり」の録音図書を製作し、社団法人青森県視力障害者福祉連合会会員や希望者に対し、年6回配付します。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	配布回数	作成部数	配布回数	作成部数	配布回数	作成部数
点字・声の広報等 発行事業	6	744	6	690	6	660

事業名	21年度		22年度		23年度	
	配布回数	作成部数	配布回数	作成部数	配布回数	作成部数
点字・声の広報等 発行事業	6	700	6	700	6	700

### エ 点字による即時情報ネットワーク事業

社会福祉法人日本盲人会連合会が提供する毎日の新しい情報を、青森県視覚障害者情報センターが受け取り、点字物や音声等により希望者へ提供します。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数
点字による即時情報ネットワーク事業	1	54	1	52	1	52

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
点字による即時情報ネットワーク事業	1	60	1	60	1	60

### ③ 障害者IT総合推進事業

障害者の情報通信技術（IT）の利用機会や活用能力の格差是正を図るために、総合的なサービス提供拠点として、障害者ITサポートセンターを設置し、関係団体や県内の社会福祉協議会等と連携し、体感ルームの運営や障害者別講習会を実施します。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数
ITサポートセンター運営事業	1	583	1	438	1	500

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
ITサポートセンター運営事業	1	530	1	560	1	590

#### ④ 社会参加促進事業

##### ア 障害者社会参加推進センター運営事業

障害者の社会参加を推進するために、青森県身体障害者福祉センターねむのき会館に県障害者社会参加推進センターを設置・運営します。

##### イ 身体障害者補助犬育成事業

身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を使用することにより、社会参加が見込まれる人に対し、その育成に要する費用を助成します。

事業名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	利用者数	利用者数	利用見込者数	利用見込者数	利用見込者数	利用見込者数
身体障害者補助犬育成事業	1	0	0	0	0	1

##### ウ 奉仕員養成研修事業

点字図書、録音図書の増冊や普及に協力するとともに、市町村等の依頼により点字による相談文書の翻訳や回答文書の作成等へ協力する点訳奉仕員、対面朗読等へ協力する朗読奉仕員を養成・技術向上のための養成研修を行います。

また、聴覚障害者の日常生活上の初歩的なコミュニケーションを支援する手話奉仕員の養成・研修、パソコン・OHP等の活用により講演会等での講演内容の要約筆記ができる要約筆記奉仕員の養成研修を行います。

#### 点訳奉仕員

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数
点訳奉仕員養成研修事業	1	9	1	9	1	10

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数

点訳奉仕員養成研修事業	1	10	1	10	1	10
-------------	---	----	---	----	---	----

### 朗読奉仕員

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数
朗読奉仕員養成研修事業	1	7	1	7	1	5

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
朗読奉仕員養成研修事業	1	10	1	10	1	10

### 手話奉仕員

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数
手話奉仕員養成事業	1	25	1	30	1	43

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
手話奉仕員養成事業	1	40	1	40	1	40

### 要約筆記奉仕員

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数
要約筆記奉仕員養成事業	1	30	1	54	1	28

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込 箇所数	利用見込者 数	実施見込 箇所数	利用見込者 数	実施見込 箇所数	利用見込者 数
要約筆記奉仕員養成事業	1	40	1	40	1	40

### エ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害者の体力増強、交流、余暇等に資するとともに、障害者スポーツの普及を図るため、青森県身体障害者福祉センターねむのき会館を設置・運営します。

事業名	18年度	19年度	20年度
	開催回数	開催回数	開催見込回数
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	594	511	540

事業名	21年度	22年度	23年度
	開催見込回数	開催見込回数	開催見込回数
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	560	580	600

### オ 芸術・文化講座開催等事業

障害者の芸術・文化活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表や参加の場を設けたり、情報提供をするなど支援をします。

事業名	18年度	19年度	20年度
	利用者数	利用者数	利用見込者数
芸術・文化講座開催等事業	510	471	480

事業名	21年度	22年度	23年度
	利用見込者数	利用見込者数	利用見込者数
芸術・文化講座開催等事業	490	500	510

#### カ サービス提供者情報提供等事業

障害者が都道府県を移動する場合に、目的地等のガイドセンター、聴覚障害者情報センター等と連携を図り、目的地において適切なサービスの提供を受けられるよう、情報提供や連絡調整等を行います。

事業名	18年度	19年度	20年度
	実施箇所数	実施箇所数	実施見込箇所数
サービス提供者情報提供等事業	2	2	2

事業名	21年度	22年度	23年度
	実施見込箇所数	実施見込箇所数	実施見込箇所数
サービス提供者情報提供等事業	2	2	2

#### キ 手話通訳士養成研修事業

厚生労働大臣認定の手話通訳士の資格を取得するために必要な知識と技能の習得を目的とする研修会を実施します。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数
手話通訳士養成研修事業	1	30	1	8	1	10

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
手話通訳士養成研修事業	1	20	1	20	1	20

#### ク 回復者・家族会交流研修事業

精神障害者、回復者、精神障害者の家族、地域住民等を対象に学習交流会等を開催し、精神障害者の社会復帰、社会参加の促進を図るとともに、地域における支援体制づくりやボランティアの養成等を図ります。

事業名	18年度	19年度	20年度
	参加者	参加者数	参加見込者数
回復者・家族会 交流研修事業	1,454	1,745	1,500

事業名	21年度	22年度	23年度
	参加見込者数	参加見込者数	参加見込者数
回復者・家族会 交流研修事業	1,500	1,500	1,500

#### ケ 精神障害者社会復帰支援事業

精神障害者の自立において、特に専門的な支援を要する社会的入院患者の地域移行及び就労の促進を図るため県内6医療圏に専門的な協議・検討を行う協議会を設置するとともに、必要に応じて訓練先を訪問しての指導や職場開拓を行います。

事業名	18年度		19年度		20年度	
	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数
精神障害者社会復帰支援事業	12	60	12	59	12	100

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
精神障害者社会復帰支援事業	12	100	12	100	12	100

## IV 教育・就労分野からの自立に向けた取組

本県における民間企業の障害者雇用率は1.57%（平成20年6月1日現在）と、法定雇用率の1.8%に達しておらず、法定雇用率未達成企業の割合は57.4%となっています。

働く意欲や能力のある障害者が、希望する場で働くことができ自立した生活がおくれるよう、雇用と福祉が連携して障害者を支援することが大切です。

### 1 教育サイドからの支援（20年度実施事業）

#### 【事業】

#### （1）特別支援教育いきいき進路実現推進事業（生徒、教員対象）

##### ①特別支援教育交流・共同学習事業

特別支援学校と中学校特別支援学級とが連携した校内実習及びジュニアインターンシップを実施し、進路指導における連携強化を図り、一貫した指導体制を構築します。

##### ②高等部生徒の社会参加支援事業

高等部卒業生の就労後の職場定着に向けた支援を行うフォローアップ支援員を特別支援学校に配置するとともに、進路指導に係る教員の指導力向上を図ります。

#### （2）特別支援学校就職促進事業（生徒、教員対象）

特別支援学校高等部生徒の主体的な職業意識や職業選択意識等を育成し、生徒及び事業所等の相互理解を促進するとともに、産業現場等における実習体験を円滑に実施するための条件整備を図ります。

#### 【関係会議】

#### （1）特別支援学校進路指導主事研究協議会（進路指導主事対象）

特別支援学校における進路指導上の諸問題について研究協議を行います。

#### （2）特別支援学校就職指導研究協議会（事業主、保護者、学校、行政）

特別支援学校生徒の職業自立や社会自立を目指すため、障害者の就業に係る雇用事業主、関係機関担当者及び就職指導担当教員等が就職指導上の課題等について協議を行います。

### 2 就労サイドからの支援（20年度実施事業）

#### （1）障害者雇用事業主サポート事業

「障害者雇用について考える」をテーマにシンポジウムを開催し、障害者雇用に対する事業主の意識向上を図るとともに、障害者雇用の新たな動き等の周知を図ります。

#### （2）「福祉から雇用」障害者ステップアップ推進事業

国の「障害者就業・生活支援センター」事業への移行を目指す障害者就業支援団体に対し、センターの指定要件を満たせるよう就労支援業務に係る経費の一部を補助し、障害者の就業による社会参加を促進します。

### (3) 障害者在宅就業しごと受注促進事業

障害者が多様な就労形態により、社会参加できる環境を整備するため、NPO法人等の在宅障害者仲介支援団体が実施する次の事業に対し助成します。

- ①団体が実施する在宅ワーカーに対する専門研修に係る経費
- ②団体が仕事の受注促進を図るために行うPR活動に係る経費

### (4) 障害者ワークトレーニング事業

県民と直接ふれあう機会の多い県の出先機関において、知的障害者及び精神障害者のワークトレーニング（短期研修）を実施し、就職への足掛かりとするとともに、障害者雇用に対する県民の理解を深めます。

## 3 福祉サイドからの支援

全国における福祉施設等から一般就労した人数の平均（平成20年4月現在）は、就労移行支援事業では14.4%、就労継続支援事業では2.1%、全体で1.4%です。

本県においては、就労移行支援事業では2.3%、就労継続支援事業では1.1%、全体で0.9%であり、全国と比較すると就労が進まず、特に就労移行支援事業所からの就労が進んでいない状況です。

そこで、就労移行支援事業所への就労支援を重点的に行うこととし、教育・労働サイド等関係機関と連携を確立し、事業者が実施する一般就労に向けた取組とあいまって、一人でも多くの利用者が就労に結びつくよう取組事例集を作成する等、必要な支援を行います。

また、障害者就労施設における障害者の就労の実態に応じて、障害者就労施設の受注の機会の増大を図るよう努めます。

## 4 福祉施設から一般就労への移行を目指すための目標値

障害者の就労支援について、労働施策と障害保健福祉施策の双方から重層的に取り組むため、目標値を設定し、雇用と福祉が連携して取り組むこととします。

- ① 工賃倍増5か年計画  
授産施設等で働く利用者の工賃水準を引き上げることを目指し、平成23年度の目標は月額12,222円とします。
- ② 就労移行支援事業の利用者数  
平成23年度の就労移行支援事業の利用者は788人を目標とします。
- ③ 福祉施設の利用者の就職件数  
就労移行支援事業等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての利用者が公共職業安定所等の支援を受けて就職できるよう64人を目標とします。
- ④ 障害者委託訓練事業の受講者数  
福祉施設から一般就労へ移行する利用者のうち、必要な者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講できるよう20人を目標とします。
- ⑤ 障害者試行雇用事業の開始者数  
福祉施設から一般就労へ移行する利用者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう32人を目標とします。
- ⑥ 職場適応援助者による支援の開始者数

福祉施設から一般就労へ移行する利用者のうち、必要な者が支援を受けられるよう32人を目標とします。

⑦ 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

福祉施設から一般就労へ移行する利用者のうち、必要な者が支援を受けられるよう596人を目標とします

青森県障害福祉サービス実施計画（第2期計画）策定経過	
年 月 日	内 容
平成20年12月 4日	「新青森県障害者計画」等の改定に係る懇話会
平成20年12月18日	第1回青森県障害者施策推進協議会
平成20年12月26日～ 平成21年 1月24日	パブリックコメント
平成21年 1月30日	第2回青森県障害者施策推進協議会
平成21年 2月 5日	知事決裁
平成21年 3月	庁議、公表

**青森県障害者施策推進協議会**

- 1 設置根拠 障害者基本法第26条第1項
- 2 設置年月日 平成6年6月1日
- 3 担当事務 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第2項の規定により次の事務をつかさどる。
  - ① 県障害者計画に関し、障害者基本法第9条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
  - ② 県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。
  - ③ 県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 4 委員構成 関係行政機関の職員、学識経験を有する者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者
- 5 定数・任期 16人以内 2年
- 6 委員名簿（平成21年3月）

氏 名	役 職 等
前田 保	青森県身体障害者福祉団体連合会会長
新川 秀一	弘前大学大学院医学研究科教授
前田 晶子	青森明の星短期大学現代介護福祉学科教授
野呂 敏秋	青森県建築士事務所協会会長
白戸 幸雄	青森県手をつなぐ育成会副会長
湖東 正美	NPO法人サポートセンター虹理事長
三上 瑛子	青森県自閉症協会副会長
田辺 文子	地域活動支援センター「ワークあかり」所長
山田 寿嗣	全国重症心身障害児（者）を守る会青森県副支部長
浅原 武憲	社団法人青森県ろうあ協会理事
町屋 とも子	社会福祉法人七戸町社会福祉協議会次長
福士 浩子	有限会社サンライズ取締役 精神保健福祉士
内田 雅之	知的障害者更生施設「陽幸園」園長
小林 学	青森労働局職業安定部長